

証 人 調 書

(この調書は、第16回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成16年(行ウ)第68号
期 日	平成20年8月26日 午後1時00分
氏 名	大野博美
年 齢	59歳
住 所	千葉県佐倉市ユーカリが丘2-16-15
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は、裁判官の許可を得て在廷した。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

なお、甲第31号証、同38号証、同39号証、同41号証は、プレゼンテーションソフトを使用し、スクリーンに投影する方法により示した。

以 上

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん に したが っ て しんじつ を の 述べ、

なにごと も かく さ ず、

いつわ の 偽 り を 述べ ない こと を

ちか 誓 い ます。

氏名 大野博美



# 速 記 録 (平成20年8月26日 第16回口頭弁論)

事 件 番 号 平成16年(行ウ)第68号

証 人 氏 名 大 野 博 美

原告ら代理人(中丸)

甲第20号証を示す

陳述書と題する書面ですけれども、あなたが作成されたものですね。

はい、そうです。

訂正しておくところがありますか。

はい、2か所ございます。

どことどこでしょうか。

5ページです。中程に、「①千葉地区」というのがありまして、上から8行目の累積資金残ですけれども、1けた間違っておりまして、52億8000万円ではなく、5億2800万円という大変少ない資金残になっております。そしてその下の行も、31億8000万は、3億1800万円です。それから2か所目は、11ページのかずさアカデミアパークですが、これは少し古いデータを使いましたので、現在は、進出企業は12社で、土地利用率は52パーセントになっております。

それ以外は、書かれていることに間違いはないということによろしいですね。

はい、ございません。

陳述書の1ページに、「私の略歴」として、主な経歴が書かれています。この陳述書によると、愛媛県でお生まれになって、大阪で生育され。結婚を機に千葉県習志野市のほうに来られて、1986年に佐倉市に転居され、現在に至るということでしょうか。

はい、そのとおりです。

県議会議員を務めているということでしたね。

はい。

いつからですか。

2003年の4月から務めております。

現在、2期目ということになるのでしょうか。

はい、そうです。

陳述書を見ますと、政治の道を歩み始めたきっかけとして環境問題があったんだということが書かれていますね。

はい。

かいつまんでお話しいただくと、どういうことだったのでしょうか。

引っ越しをしまして、当時、佐倉市では焼却炉が古く、ダイオキシンを基準値の5倍も出しているという大問題が起こりました。また、印旛沼の水も汚れておりまして、水も空気も、やはり政治の場で直していかなければ、市民の発言をしていかなければならないと思ひまして、政治活動を始めました。

それに関連するのでしょうかけれども、県議会議員選挙に立候補しよう、出馬しようと思ひされたのに、この裁判で問題になっている八ッ場ダム建設事業の問題があったんだということが書かれていますね。

はい。

もう少しお聞きするとどういうことだったのでしょうか。

佐倉市から200キロも離れている群馬県のダムなんですけど、この八ッ場ダムができると、佐倉市のやすくておいしい水が、高くてもずいぶん水に変わるということが分かりまして、驚きました。そしてこれを是正するには、やはり水を管轄する県に出ていこうと思ひをいたしました。

県議会の中でも、何度かこの問題を取り上げて質問などをされたようですね。

はい。

その点は、折りに触れてお聞きすることにします。ちなみに、群馬県のダム建設の現地には行かれたことがあるんですか。

はい、10回ほど行っております。

甲第26号証、甲第27号証を示す

証人の地元である佐倉市における水受給の現状であるとか、証人御自身の取組については陳述書に詳しく書かれておりますので、その関係で1点だけお聞きしておきます。甲第26号証ですけれども、これは平成14年6月19日付けの佐倉市議会の意見書のようなですね。

はい、そうです。

これは、どういう内容のものですか。

これは、地下水を飲み水に優先的に利用すること、そして、地下水の適正揚水量を算定して規制を見直すことという2点を述べている意見書です。

甲第27号証は、同じく佐倉市議会の平成15年3月7日付けの意見書ですね。

はい、そうです。

これはどういう意見書なんですか。

これはずばり、八ッ場ダムの見直しを求める意見書です。

この2つの意見書は、市議会で採択をされたんでしょうか。

はい、されました。

採択された意見書なんですけれども、これは堂本千葉県知事のもとに届けられたんでしょうか。

いえ、この2枚目の平成15年の意見書ですけれども、3月に出されてまして、私が4月に当選いたしまして、9月に初めての八ッ場ダムに関する議会質問を行う際に、あの意見書はどうなったんだろうと思いついて問い合わせましたところ、6か月の間、総務課の箱に放置され

ておりまして、自治体が出した、議会が議決した意見書がこんなに軽く処理されているのだと怒りを覚えました。

この佐倉市議会での2つの意見書を採択するについてかかわっておられる原告の方などもいらっしゃるんですか。

はい。当時を市議をしていた中村春子、この原告団の共同代表ですが、中村春子が市議のときに中心になって作りました。

ちなみに、この八ッ場ダム事業について、佐倉市と同じように見直しを求め同趣旨の意見書を採択している市町村などはあるのでしょうか。

はい。県内は、習志野市と船橋市が採択しております。

大都市部で、そういった採択がなされているんですね。

はい。

八ッ場ダム事業について、佐倉市で言いますと、水道料金にも大きな影響を与えざるを得ないないということが書かれていますね。これは後ほどまたお聞きすることにします。八ッ場ダムの事業の問題点については、先ほどあなたもお聞きになっていましたけれども、嶋津証人のほうから詳しい証言を頂きました。直を避けることにしまして、御自身が経験されたことなどを中心にお聞きすることにいたします。甲第20号証の陳述書の6ページを見てください。ここに、平成16年度ですから、2004年度の水道水源開発等施設整備事業の再評価について書いていますね。

はい。

この再評価というのはどういうものなのですか。

これは、厚労省が国庫補助を受けている事業を5年に1度再評価いたしまして適正化を図ると、そういった事業でございます。

この本文の3行目辺りを見ますと、「被告は準備書面で、水道局はこのように様々な見直しを行っているのだと胸を張っていますが、実態は威張れるようなものでは全くありません。」と書かれています。この再評価の実施とい

うのは、八ッ場ダム事業について言いますと、ダム建築費が一挙に倍以上に引き上げられた後のことですよ。

はい。

本来であれば、どういう機会にするべきだったとお考えですか。

事業費が4600億円に倍増いたしました次の年の再評価で、しかも、外部の人間を入れた評価として、千葉県はこの機会をとらえまして、もう一度詳細な点検、検証をする絶好のチャンスだったと思っております。

証人は、この問題を県議会の中で取り上げたことがあるようですね。

はい、ございます。

甲第28号証、甲第29号証を示す

甲第28号証ですけれども、手書きで、「04年度決算委員会（05年10月）」と書いてありますが、これは2004年度の県の決算委員会のことでしょうか。

はい、そうです。

2005年10月に行われたということなんでしょうか。

はい。

これは、作成したのはだれですか。

県の議会事務局です。

速記録ですか、それとも要約されたものですか。

職員のメモを基にしました要点筆記です。

証人は、この問題をどういう角度から取り上げたのですか。

先ほど申し上しましたように、民間の意見を入れての絶好のチャンスだったのに、調べますと、水道事業を審議する通常の委員会をそのまま横滑りにいたしまして、メンバーも変わらず、また資料も新しいものはほとんどなく、そういったずさんな検証しかしておりませんので、

税金を扱う議員といたしましては、決算委員会でこれをしっかりと審議、そして県の対応を求めようと思いました。

証人の質問に対して、小川総務企画課長が答弁されているようですけれども、どういう答弁だったのでしょうか。

これは、適正な評価で、十分に検証したという答弁で、しかも、私が一人当たりの一日最大給水量が余りにも過大ではないかと、実際そのようになっておりますので、そういうふうに問い詰めましたが、はぐらかしまして、安定給水を図るという答弁を繰り返しました。

陳述書を見ますと、そのときの委員会の議事録は、たった3枚しかなかったというようなことが書いてあるんですけれども、それは事実なんですか。

はい、そのとおりでございます。

甲第29号証を示す

これがそうでしょうか。

はい、そうです。

本当に3ページしかないですね。

そうです。

何時間掛けて、どういった議論をしているか、大体推察できますか。

推測ですけれども、これは全体で1時間50分ですが、先ほど申しましたように、いろいろな項目を通常の委員会の一環としてやっておりますので、特に八ッ場ダム関連の再評価につきましては1時間もやらなかったと思われまます。

関連する他の都県では、見直しあるいは再評価がどのように行われているか御存じですか。

はい。この厚労省の再評価に関しては存じませんが、埼玉県などは、事業費4600億円に増額されたとき、そのものずばり検証するために、学識経験者を入れまして、懇話会という検討委員会を設け



て検証しております。

そういった取組と比べて、我が千葉県の場合はどうでしょうか。

この議事録を見ましても、撤退ルールなんかは全く間違っただ情報を委員に示して、ミスリードをわざとしております。

治水、洪水防止効果の問題についても議会なんかで取り上げられたことがあるようですね。

はい。

甲第30号証を示す

これは、千葉県議会予算委員会の会議録、平成20年2月定例会のものですけれども、もちろん見たことがありますよね。

はい、ございます。

156ページ以下に、証人の質問と佐藤河川整備課長の答弁が書かれていますね。

はい。

これは、議会事務局が作った正式な会議録ですよ。

はい、正式なものです。

このとき証人は、ハッ場ダムの治水上の問題についてどういったことを取り上げたのですか。

治水には、ダム建設と河川改修、2種類ございます。で、河川改修の予算がこの10年間で大幅に削られてきまして、その原因が膨れ上がるダム建築費だということ、まず指摘をいたしました。

その点を、この会議録から見ますと、グラフなどを用いて追及されたようですね。

はい、そうです。

甲第31号証を示す

このグラフが、そのとき用いられたものと同じですか。

はい、同じです。

それぞれの経費の推移ですけれども、どのような状況になっておりますか。

一番上の折れ線が河川事業全体の予算です。2つ目が河川改修ですけれども、これがこの10年間に1200億円から600億円と半減しております。下から2つ目がダム建設全体の合計ですが、特に八ッ場ダムが、この10年間で200億円から400億円と倍増しております、やはり圧迫して、河川改修費が下がっているという大きな証拠となると思っております。

このことは、全体の治水から見たときには、どのようなことを表しているかというように考えられますか。

やはりダム事業に重きを、軸足を置く余り、本当に必要な、生活に根ざした河川改修がなおざりにされていると思っております。

甲第30号証を示す

先ほどの会議録に戻りますが、157ページの中程、「昨年」とありますから平成19年になるんですけれども、その9月の台風9号による大雨、その結果に基づいて質問されていますね。

はい。

昨年来襲した台風9号によって、どのようなことが明らかになったとお考えですか。

台風9号による大雨で、八ッ場ダムの予定地周辺で3日間で雨量が323ミリ降りました。これは、カスリーン台風のときの想定値として、国交省は、318ミリを見込んでおります。それに匹敵する雨が降りましたが、その下流の観測地点では、川の流量が1100トンだったんですね。で、国交省の想定値では3900トンとなっておりますが、その3分の1にも満たない量しかあふれなかった、入らなかったということは、もう現地の吾妻溪谷そのものが天然のダムとなって、洪水

調節機能を発揮したとすることができます。

甲第32号証を示す

これは、平成20年6月11日付けの朝日新聞です。見出しとして、「八ッ場ダム効果なし」と大きく打たれていまして、サブタイトルで、「『カスリーン台風』備えるはずが」とありますが、ここではどういったことを指摘しているのですか。

八ッ場ダムの根拠となっているカスリーン台風なんですが、八ッ場ダムを造っても、カスリーン台風と同じパターン、同じ規模の台風が今来たとしても、治水高価はゼロであるということを正式に国も認めたという記事でございます。

先ほどの甲第30号証の会議録を見ますと、その後証人は埼玉県の上田知事の議会発言などを取り上げて更に質問を重ねておられますね。埼玉県の上田知事は、どういったことを発言なさったということなんですか。

埼玉県の上田知事は、議会で、工期5年延長ということを受けまして、そのときに議会発言といたしまして、国からはずっとだまされてきたということを前置きに置かれておりますので、結構お怒りだったと思います。

それと比べて、千葉県の場合はどのような対応だと思えますか。

全く怒りも何もなく、うのみ、丸のみで、国の意見をそのまま、意見照会を、はい、オーケーです、と出しております。

千葉県にとって、治水上の問題で肝心かなめなことは、八ッ場ダム建設によって千葉県土が洪水防止のためにどういう効果があるかですよね。

はい、そうです。

県としては、当然のことながら、そういった算出などはしているんでしょうね。

いえ、それがしておりません。

全くしていないんですか。

はい。

それはあり得ないように思うんですが、そのとおりですか。

あり得ないことがあるんです。

甲第30号証を示す

先ほどの会議録ですが、157ページの下、大野証人の質問の最後の締めくくりとして、「それでも八ッ場ダムが必要だとおっしゃるのであれば、八ッ場ダムによって千葉県が一体どれほどの治水効果を受けるのか具体的な数字を示していただけないでしょうか。」と質問されています。それに対して佐藤河川整備課長はどのようにお答えになっていますか。

「千葉県におきます八ッ場ダムの効果はまだ算出されておられません」と答えました。

公式の会議録に、そういったことが残されているわけですね。

はい、そうです。

千葉県は、八ッ場ダム建設によって治水上の著しい利益を受けるとして、河川法に基づいて資金を供給しているわけですね。

はい、そうです。

先ほどの河川整備課長の答弁などを見て、千葉県が河川法にいう著しい利益を受けるんだということが検証されていると考えますか。

いえ、考えません。

何かその点についてコメントすることはありますか。

やはり巨額の公金を投入するのですから、著しい効果というものを県民にはっきりと説明する責務が県にはあると思います。

その後も、平成20年、今年の6月議会などでも、八ッ場ダムの問題を取り上げて質問などなされているようですね。

はい。

1点だけお聞きします。千葉県内に大多喜ダム建設計画があったわけですが、この問題を取り上げておられますね。

はい。

これは、どういう問題を、どのような角度から取り上げたのですか。

常に千葉県の水需給が過大であると私どもが追及いたしますと、県から返ってくる答えは、各水道の事業団からの要望、これだけ欲しいという要望があつて、その積み上げた数字がこれなんだと、決して過大ではないと、常にそういう答えを得ておりますが、この大多喜ダムは、やはり夷隅川流域の地元の広域事業団が欲しいと言って造る計画を立てたダムですが、最近の人口減少、水需給の減少に伴いまして、いらないと企業団が撤退してしまいました。で、今はダム計画が中止、休止となっております。このように自分で決めずに事業団の積み上げだという責任転嫁、それからさんさと無責任、この3つがありまして、千葉県の水政、水の行政は、大変間違つた方向、ふらついていると思っております。もっとしっかりしてほしいと思っております。

甲第36号証、甲第37号証を示す

これは、いずれも今年の3月の朝日新聞あるいは千葉日報の記事ですけれども、いずれも大多喜ダム中止の方針であることを伝えておりますね。

はい。

繰り返しになるかもしれませんが、八ッ場ダムについても、ここから何か教訓を得ることができるとお考えですか。

やはり繰り返しになりますけれども、いるからといって造るんだという、そういった自分で独自に検証せずに、また県全体を見渡してコーディネートをする、そういった責務が県にもあるにもかかわらず、事業団に丸投げという今の県の姿勢はやはり大変な問題で、また中止になったり、いらぬダムができたりと、いろいろなあちらこちらに軸

足が定まらない水行政が展開してくと思っております。  
積み上げるだけで、県独自の検証なりチェックなりを実際にしてないというのが本当なら、どんなことが言えますか。

水政課はいらんんじゃないんでしょうか。  
話は変わりますが、2003年、平成15年の11月に八ッ場ダムの基本計画が大きく変更されましたよね。

はい。  
完成予定が2000年から2010年に延長になりました。と同時に、事業総額は2110億円から4600億円、倍以上に引き上げられましたよね。

はい。  
甲第38号証、甲第39号証を示す

甲第38号証、これは、増額する前の千葉県の各組織の負担額を示したもので、なんですけれども、どういったことがここから読み取れますか。

治水をも含めまして、あと、4つの利水の負担額が入っておりまして、千葉県としては合計183億円、これは水特法とか基金、そして利息などを除いた額となっております。  
入れると。

入れますと426億円という試算が出ております。  
甲第39号証、これが変更後の負担額なんですけれども、それがどのように変わりましたか。

やはり治水、利水を入れまして403億円となっており、あと、関連事業費、利息を入れまして、755億円という試算が出ております。  
ダム建築事業費だけを見ると、183億円だったものが403億円、倍以上に増額になっているということでしょうか。

はい、そうです。  
その他、総額を見ても、やはり倍以上増額を余儀なくされているということ

でしょうか。

はい、そのとおりです。

千葉県の財政状況は、そういった、言わば大盤振る舞いをするようなことが許されるような状況にあるのでしょうか。

いえ、とんでもございません。ありません。

甲第40号証を示す

これは見たことありますよね。

はい、ございます。

平成20年2月26日付けの千葉県の総務部財政課が作成をした「平成20年度当初予算編成段階における財政見通し」と題する書面です。その冒頭の部分についてどのようなことを指摘をしていますか。

平成20年の当初予算ですけれども、財源不足が145億円生じている。そして、24年度までの4年間では約3500億円に財源不足が達するという表記がございます。

平成20年度、当初予算で財源不足が145億円とされていますけれども、実際はもっと財源不足を来しているんじゃないかと言われますよね。これはどういうことですか。

企業庁から170億円借り入れておりますので、合計315億円の実質的な財源不足となっております。

そういう財政状況にあるということですね。

はい、そうです。

甲第41号証を示す

これは平成19年7月に、千葉県総務部財政課が作成をした「県財政を取り巻く状況について」と題する書面ですけれども、御覧になったことはありますか。

はい。

その1ページ、県財政を取り巻く状況についてまとめていますけれども、これを見てどのようなことが分かるのでしょうか。

一番特徴的なことは、平成14年、15年度、2年連続で赤字に転落しているということです。で、その後も財政状況は余り好転はしておりません。

地方公共団体、取り分け都道府県が赤字決算をせざるを得ないというのはどういう意味合いを持っているのでしょうか。

普通の企業で言ったら、本当に倒産寸前というか、財政破綻を来す可能性がかなり高い、リスクの高い状況です。

私どもは、すぐ夕張のことを思い出しますが、証人も夕張などを視察されたことがありますか。

はい。つい先週、金曜日に、8月22日に行ってまいりました。

どういう状況が視察で分かりましたか。

やはり、学校とか市役所とか公共の建物が修理費も出せずにちょっとさびて、本当に子供たちにとってはかわいそうな状況があり、通りにも人がほとんど通っておらず、あちらこちらのさびたシャッターが目につきました。大変寂しい状況でした。

2ページを見てください。ここで、県のほうで、県債発行額あるいは県債残高の推移や累積借金のことを取り上げていますよね。

はい。

どんなことが示されていますか。

平成20年度の県債残高は、これは一般会計だけなんですけれども、2兆5000億以上に上っております。で、問題は、ここに特別会計、それから利息などを入れますと3兆7000億円を超えるんですね。で、県民一人当たり、赤ん坊まで入れまして、62万円の借金を背負うという計算になります。



7ページのところに、県の預金に相当する財政調整基金残高の推移を棒グラフでまとめていますね。

はい。

これを見てどういったことが分かりますか。

これは普通の家でいう貯金に当たるわけですがけれども、平成9年に減りまして、10年にはついにゼロになり、そのまま貯金ゼロの状態が現在まで続いております。

先ほどの累積県債の問題などですけれども、次世代の子供あるいは孫たち、更にその次の世代の子供たちが、その負の遺産を引き継ぐことになりはしませんか。

正にそのとおりです。先送り、負の遺産を子供たちに、未来世代に押し付けることになると思います。

甲第42号証を示す

日付が切れていますけれども、平成20年2月13日付けの朝日新聞の記事です。先ほど御覧になった平成20年の当初予算が発表された直後のものですけれども、分かりますよね。

はい。

右の中程に、「県財政ここがポイント」という囲み記事がありまして、「②使い道に余裕は？」というものがありますね。ここで、経常収支比率の問題を取り上げています。これはどういうものですか。

これは義務的経費と言われるもので、普通の家庭で言えば、食費、光熱費、ローンに当たる、本当に人件費とか社会保障費、そして交際費、そういった絶対に必要な骨格となるお金で、それ以外に、もし余裕があれば経常収支比率が下がります。この比率が上がることは、余裕がない、硬直化した財政だと、そういった大変重要な指標になっております。

言わば地方公共団体の財政の余裕度を示す重要な資料の一つだと。

はい、そうです。

千葉県の場合はどうなっていますか。

2006年の決算では、97.4という大変高い経常収支比率を示しております。

その後、その数値がどのように変化してきているかつかんでおられますか。

はい。昨年ですね、2007年の決算では、更にひどいことになっております。

(以上 我満 順子)

甲第43号証を示す

これは2008年、平成20年8月1日付けですから、今月の千葉日報の冒頭の記事ですよ。

はい。

ここではどういったことを伝えてますか。

昨年の決算で、経常収支比率がついに100パーセントを突破で、詳しく言いますと、100.1パーセントになっております。

これ、100パーセントを超えるというのは、どういう意味なんですか。

もう首が回らない状態で、「フリーズ状態」とここでも書かれておりますけれども、医療とか福祉とか、必要な行政サービスがままならないという状況を示しております。

証人の陳述書の中に、10ページから14ページにかけて大変詳しく、どうしてこういった財政状況になかったのか、その主たる原因が巨額の出費を伴う公共事業にあったんじゃないかと書かれてますね。

はい。

甲第42号証を示す

もう一度、朝日新聞の記事を示します。今年度の当初予算を伝える記事の中

で、なぜ、こういった財政危機に陥っているのか、これ以外のところはありませんか。

下から2段目にあるかずさアカデミアパークを例にとって述べたいと思います。これは、沼田知事の時代に、千葉新産業構想として、三角構想と言われている、一翼を担った構想ですが、この破綻がもう本当に明らかなんですね。総事業費が1500億円ももう投入されております。私、先ほど古いデータでお示ししましたが、少し前までは進出企業が2社でした。これは大手の製薬企業です。これは当初のかずさアカデミアパークの目的どおり、バイオ関連の研究施設、そういった進出企業ですが、一向に、後、増えてきませんので、県は規制緩和いたしまして、もうなりふり構わない誘致に走りまして、その後、普通の製造会社を呼び込みまして、それで増えたのが12社で、52パーセントという進出率になっておりますが、これは本当に普通の工業団地と化した現状がありまして、県のたたき売り、安売り状態で、当初の目的が失われたかずさアカデミアパーク構想は、税金の無駄遣いの大きな一つの典型だと思っております。

甲第4号証を示す

平成14年度の包括外部監査の結果報告書ですけれども、御覧になってますか。

はい。

その3ページに監査の結果、結論をまとめている部分がありますよね。

はい。

その中に水道局上水道事業に関する記述がありまして、水需要の見通しについて監査の結果をまとめている部分がありますね。

はい。

包括外部監査でどのようなことを指摘してますか。

水需要の見通しは施設計画の基礎となるんだから、今のようにずさんな見直しではなく、一人当たり一日最大給水量が増加し続けるかどうか、慎重な検討が必要であり、これにより施設計画の見直しが必要であると指摘しております。

これは平成14年度に関するものですから、先ほど証言いただいた平成15年11月の八ッ場ダム事業の大幅な変更よりも前のことですね。

はい。

この外部監査が指摘している、例えば一人当たり一日最大給水量が増加し続けるかどうかについての慎重な検討と施設計画の見直しというものは、千葉県は行ったんでしょうか。

いえ、行っておりません。

見直しをする絶好の機会だったように思うんですけども、いかがでしょうか。

はい。次の年に増額ということが持ち上がりまして、そのときに懸命に詳細に検証すればよかったのですが、あきれたことに、この包括外部監査への措置ですね、県が措置を行いました。このまた次の年、平成16年にようやく行っております。増額するときには見直しを行いませんでした。

陳述書によりますと、先ほどちょっと触れましたけれども、八ッ場ダムが完成をし、水を受けるとなったときに、証人の地元の佐倉市の場合、水道料金はどのようになるか記載されてますよね。

はい。

どうなるんですか。

やはり、1.5倍から2倍上がるというふうな試算が行われております。

甲第44号証を示す

これは何でしょうか。

これは、平成19年度9月の佐倉市議会の定例会の会議録です。お出しした書面の一番最後のページを見てください。ここに佐倉市における水道料金のことが答弁として出されておるんじゃないやありませんか。

はい、そうです。

どんなことが言われてますか。

「水道料金を50%から60%引き上げなければ収支のバランスが取れない結果となり、バランスをとるためには水道利用者の負担増となります。」と。

これは入江議員の質問に答える答弁なんですけれども、入江議員というのは、この裁判とはかかわりある方ですか。

はい、原告の一人です。

八ッ場ダム事業に参画し続ければ、水道料金は大幅に上がるというのは、佐倉市だけのことですか。

いえ、ほかの市町村の具体的な数字は分かりませんが、やはり、八ッ場ダム事業に参画することは、負担金が利用者に跳ね返ってきますので、水道料金が跳ね上がることは確実です。

甲第22号証の1, 2を示す

これはいずれも朝日新聞の記事ですけれども、例えば上段の記事を見ますと、「八ッ場ダムもはや不要」と書いてありますね。ここではどんなことを指摘していますか。

ここで書かれているのは、八ッ場ダムを造るために、品木ダムという大変な環境破壊のダムを造っているという記事と、また、水利用だけでなく治水でももういらないと、最近になって群馬県議会、東京都議会でも反対が増えてきた、もはや八ッ場ダムはいらぬという記事になっております。

甲第21号証を示す

これは今年の5月29日付け読売新聞、堂本暁子知事が投稿されているんでしょうかね。

はい、そうです。

記事ですね。

はい。

「生物多様性の保全へ」ということで書かれています。堂本氏は、この裁判の証拠としても出してますけれども、生物多様性については著作もあり、その道の専門家だと言われている方ではありませんか。

そのとおりです。

ダム建設は自然環境を破壊し、生物多様性に重大な影響を与えるというのは、当然のことですよ。

そのとおりです。

堂本知事の御経歴などから見て、この事業についてゴーサインを出すということについては、どのように思いますか。

とても信じられません。知事は生物多様性を標榜しておられまして、千葉県でもつい最近、生物多様性戦略という新しい事業を展開しております。また、この記事に国立公園のことを書かれておりますけれども、八ッ場ダムの現場の吾妻溪谷は国指定の名勝となっております。同じような大切な景観と生物多様性、環境を持った地域ですのに、そこを破壊してもいいというような考え方を知事が取っているのは、どうしても理解ができません。また、知事は、議会でも生物多様性と八ッ場ダムに関連しての話は全く述べていないので、本当にこの場で直接堂本知事からどうしてなのかを、胸のうちを聞いてみたいと思いますので、証人喚問が実現できるように大変期待をしておるところでございます。


大変短い時間で到底意を尽くせませんでしたけれども、最後に述べておきたいことがあれば、簡潔に述べてください。

はい。るる述べましたように、治水、利水に関しまして、千葉県にとって八ッ場ダムはもはや不要なものと考えられます。こういった不要な公共事業に私たちの税金を投入することがいかに問題か、本当に胸が痛くなります。ダムの負担金の原資はほとんどすべて地方債ですから、30年後の私たちの子供や孫に大きな負担を強いることにもなってしまう。そのころには人口も大幅に減って、水余りも今よりもっと拡大して深刻な状況になっております。そして、ダムの寿命なんです。50年から70年と言われておりますので、解体費用も数百億円になって、大変なことになってしまいます。また、ダムは最近、地震の原因になっているのではないとか、現実に地滑りを引き起こすとも検証されております。未来の世代が、このダムもういらないと言ってもどうにもならないわけですね。私たちが今このダムを止めることが、未来の私たちの子供や孫に対する現代の私たちの責務だと考えておりますので、どうか裁判長には賢明なる御判断を頂きまして、お願いいたしまして、私の証言とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以上 佐々木 幸子)

千葉地方裁判所民事第3部

裁判所速記官

我 満 川 眞 子 

裁判所速記官

佐 々 木 幸 子 